

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

令和7年5月8日

東京地方裁判所 民事第2部合議D c 係 御中

〒112-0006

東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

行政庁訴訟参加、調査囑託、および当事者照会の 必要性についての意見書

1 医科診療報酬点数表の解釈に恣意を排除し合理性を担保する為に、厚生労働省の解釈を明確にする必要性

（1）厚生労働大臣の訴訟参加の必要性

本件の被告の減点査定（不払い）をめぐる争いは、つまるところ、医科診療報酬点数表の文理解に帰着する。

そこで、原告は、問題発覚当初から、関東信越厚生局東京事務所を通じて、また厚生労働省保険局医療課に直接問い合わせをして、被告による文理を無視した運用の問題性を訴え、厚生労働省による明確な解釈の確認を求めてきた。

しかし、これまでのところ、厚生労働省は「支払基金と直接話し合ってください」と、被告の文理解についてコメントすることを避け続けてきた。その結果、被告の文理解釈違反を正すことができず、現在に至っている。

医科診療報酬点数表（告示および通知）を発出した厚生労働省自身が文理解および解釈を明らかにすれば、紛争は解決するのであるから、厚生労働大臣の訴訟参加の必要性は高く、他方、医科診療報酬点数表（告示および通知）を発出した厚生労働省自身にとって、医科診療報酬点数表の文理解や解釈を明らかにすることは過度な負担ではありえないから許容性もある。

したがって、厚生労働大臣の訴訟参加が必要である。

(2) 関東信越厚生局に対する調査嘱託の必要性

被告による医科診療報酬点数表の解釈運用が誤っていることを確認すべく、これまでに原告が自助努力を尽くしてきたことを示すために必要なのが、関東信越厚生局東京事務所に対する調査嘱託である。

関東信越厚生局東京事務所に問い合わせれば、原告の訴えを端緒として、同事務所から、本件に関し厚生労働省保険局医療課に対して、2年間に相当回数の、本件に関する「疑義解釈通知発出のお願い」が発出されていることが明らかになるはずである。

これだけの自助努力を尽くしても、文理に反することが明らかな被告による解釈運用の是正がかなわなかったことは、厚生労働大臣の訴訟参加の必要性の裏付けとなる。

したがって、関東信越厚生局に対する調査嘱託は必要である。

2 被告による不合理審査「経済査定」の問題性

(1) 日本眼科医会メンバーズルームの社会保険Q&Aの「取り決め」を明らかにする必要性

ア 減額査定（不払い）の理由に合理性があることの立証責任は被告にあるが、その不合理性を裏付ける補助事実として、原告はいくつかの事実を指摘したい。

原告による本件訴えよりはるか以前から、全国の眼科から「過去にコンタクトレンズ」を理由とする減点査定（不払い）の問題性は指摘されていた（甲第7、16、17、22、52号証）が、このような減点査定をなぜ医科診療報酬点数表の文理に反して行うことに固執するのかについては、全国保険医団体連合会も突き止められていなかった。

イ これについての一つの答えとなる背景をうかがえる手がかりとして、原告が発見したのが、日本眼科医会メンバーズルームの社会保険Q&A検索サイト中にある、全国審査委員連絡協議会のまとめ（と思われるもの）であった。そこには、「これまでの取り決め」という言葉があった（甲第55号証）。

これは、医科診療報酬点数表に従った算定ではない、別の事情を持ち込んで恣意的に支払いを少なくする、いわゆる「経済査定」が、「過去にコン

タクトレンズ」受診歴はあるものの、既に当該眼科におけるコンタクトレンズの装用による眼科学的管理を任意に外れてしまっている患者の、コンタクトレンズ装用目的以外の受診時に、関東圏や大阪などの大都市で行われていた可能性を示すものだと考えられる。

ウ この「取り決め」の内容は社会保険Q&Aには記載がない。そこで、内容を明確に知るために、「取り決め」がどことどの間のどんな取り決めであるのかを、当事者照会したが、回答が得られなかった（甲56号証）ので、調査嘱託申し立てたのである。

エ したがって、日本眼科医会に対する調査嘱託は、必要である。

（2）審査委員を明らかにする必要性

このQ&Aは審査委員連絡協議会という審査委員の集まりでの議論をもとにまとめられたもののようであり、これを共有した審査委員が本件の減額査定（不払い）の一次審査および再審査にも関与したはずであるから、具体的にこの減点査定（不払い）に合理的な理由があると説明をすべき責任がある審査委員を特定することは、今後証人尋問などを行っていく上で必要である。審査委員の証人尋問は、本件同様に被告による減額査定（不払い）の合理性が問題となった、京都保健会中央病院事件（甲第64号証）でも行われている。

したがって、被告は、原告による令和6年10月2日付当事者照会書に誠実に対応し、第一次審査および再審査に関与した審査委員全員の氏名を明かすべきである。

（3）以上のとおり、日本眼科医会に対する調査嘱託および被告に対する当事者照会は、どちらも必要である。

3 結論

以上により、厚生労働大臣の訴訟参加、および原告が申し立てている調査嘱託は必要であり、また被告は原告による当事者照会に誠実に回答すべきである。

以上